

返戻金制度

弊社が求人事業者に対して紹介した採用決定者が、入社日から6カ月以内に雇用決定者の自己都合により、退職、過失等による懲戒解雇になった場合は、次のとおり紹介料金を返還します。

- ・ 1カ月以内の場合、料金の80%
- ・ 3カ月以内の場合、料金の50%
- ・ 6カ月以内の場合、料金の20% (外税)

ただし、雇用者の責めによる解雇、雇用主に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変などの不測の事態、その他弊社の免責が相当と推察される事由の場合には、返還の適用を除外するものとします。